

国際人権活動

2011年3月30日(水) 第109号

国連経社理特別協議資格NGO

国際人権活動日本委員会

〒170-0005東京都豊島区南大塚

2-33-10 東京労働会館 1F

tel:03-3943-2420 fax:03-3943-2431

e-mail:hmr rights@yahoo.co.jp

今こそ「個人通報制度」の実現を！ 2・25大集会

昨年に引き続き日弁連主催で、開催された「今こそ、個人通報制度の実現を！大集会」は、2月25日(金)18時から20時半まで、御茶ノ水の明治大学アカデミアホールで開催され、日本委員会関係からは約80名参加した。

宇都宮健児日弁連会長は開会のあいさつで、「個人通報制度は韓国も実現している。G8参加国で批准していないのは日本だけ。民主党のマニフェストに掲げられたが実現していない。市民といっしょに実現のための運動を強力にすすめていきたい」と述べた。

この集会の実行委員長、鈴木亜英弁護士(日本委員会議長)は、「第2次世界大戦のさなかに準備された国際人権章典から1948年2月に国連で採択された世界人権宣言が人権の羅針盤としての役割を続けている。拘束力をもつ国際人権規約として自由権規約、社会権規約が誕生した。日本はこの両規約を批准しながら個人通報を可能にする選択議定書を批准せず今日に至っている」と語った。さらに、「民主党政権は個人通報制度の実現をマニフェストに掲げたが本腰が入っているとは思えず、政治日程にものぼっていない。個人通報を可能にする4条約の実現の政治決断を求める。しかし、残念ながら個人通報制度の存在や意義はまだ理解されていない。



明治大学アカデミアホールで開催された2・25大集会

本日の集会では3つの事件をもとに、個人通報制度とはなにか、どうすれば実現するのか、実現すればどう役に立つのか、を検証し政府に実現を求めていきたい」と語った。

集会には国会議員も多数参加し、あいさつをした。山花郁夫外務政務官は、「個人通報制度は注目すべき制度。参加する意義として、①国内での人権議論に国際的視点が加わり活性化する、②人権尊重の姿勢を内外に表明できる」などの2点をあげ、「昨日、江田法務大臣と懇談した。大臣との間では合意した」と発言した。ほかに福島瑞穂議

員(社民党)、牧野聖修議員(民主党)、仁比聡平元議員(共産党)などが、「個人通報制度を実現して日本の人権状況を向上させたい」と決意を表明した。また、欠席の江田五月法務大臣、山口なつお議員(公明党)からのメッセージが紹介された。

個別報告では、大石公職選挙法違反事件、住友電工男女賃金差別事件、日本人が初めて個人通報制度を活用したメルボルン事件の3ケースを取り上げ、人権侵害の実態と闘いを、被害者と担当弁護士が報告した。大石事件の大石忠昭さん(豊後高田

当面の日程

■第3回幹事会

- ・4月26日(木)16時30分～
- ・東京労働会館6階応接室

■第3回代表者会議

- ・5月17日(火)18時30分～
- ・東京労働会館5階会議室

市議)は、個人通報制度の実現とともに「公選法の戸別訪問禁止や文書配布制限を撤廃」を訴えた。同事件の河野善一郎弁護士は、「個人通報制度が実現すれば裁判所も人権規約と正面から向き合う姿勢になるだろう」と発言した。

住友電工男女賃金差別事件は、原告の西村かつみさんと担当弁

護士の宮地光子弁護士が報告。西村さんは「ひどい判決を覆したいと女性差別の実態を国連に訴えた。国連から日本政府へ勧告が出され、高裁が和解勧告を出し勝利和解できた。個人通報が実現すれば司法も政府も人権を配慮せざるを得なくなる」と発言した。

日本人で初めて個人通報制度

を活用したメルボルン事件(事件の起こったオーストラリアが個人通報制度を実現しているので可能だった)の報告は、通報者の本多千春さんと日弁連の武村二三夫弁護士、中西啓弁護士、田中俊弁護士が行った。

最後に行動提起があり、「個人通報制度の即時実現を求めるアピール」を採択して終了した。

AIGスター生命争議解決報告集会

1月29日(土)、AIGスター生命争議解決報告集会が行われました。会場の南青山会館には、争議団や多くの関係者など129名が参加しました。

7年半に及ぶ争議の軌跡の映像もあり、共に闘ってきた多くの仲間からの祝福、たくさんのお花束贈呈が行われました。青山学院大学教授の新倉修先生もかけつけ、ジュネーブでの国連活動や国際人権に触れながらお祝いの言葉を述べました。

会社との約束ということで、解決内容の詳細については触れられませんでした。これまでのニュース、人権理事会宛のレポート等で経過がよくわかります。

2003年、長年正社員と同様の仕事をしてきた高梨光恵さん等嘱託事務員は本社業務の一部を長崎へ移転するとの理由で雇い止めを言い渡されました。

高梨さん等は、60才まで勤められるとの約束で、長年正社員以上に仕事をしていました。その約束を守るよう会社に要望しましたが、「個人とは話さない。組合となら話す」と言われ、個人加盟組合の銀産労に加入して団体交渉を始めました。しかし会社の対応が不誠実なため、労働委員会へ申立てをしました。



ともに闘った東京争議団の仲間にも囲まれて。中央左が高梨さん。

その後会社は、組合の配布ビラで、会社の名誉・信用が毀損されたと、500万の損害賠償裁判を起こしてきました。しかし労働委員会でも、裁判でも、組合が勝利(4連勝)しましたが、会社は応じず、7年半の長きにわたり争議が続きました。

この間、国連人権委員会小委員会(現在人権理事会)での発言を始め、来日した国連人権高等弁務官への訴え、毎回のレポート提出、外務省、法務省等要請、そして全国各地での運動、毎月の社前での抗議・宣伝行動など多くの仲間との幅広い運動の様子が、参加された方々の挨拶から伝わってきました。

円満解決とはいえ職場復帰はなく、充分とは言い難い解決水準です。非正規労働者のおかれている状況を反映する

ものです。しかし、職場ではこの7年半、一人の解雇者も出せず、4ヶ月契約が1年契約になり、高卒初任給にも満たなかった賃金が20万を超えるまでになりました。たった一人でも声をあげることの大切さがわかります。

高梨さんは「『非正規』という言葉さえなかったころ始まった争議でしたが、多くのみなさまの支えで今日を迎えることができました。今後ともこのような社会の矛盾に目をつぶることなく生きていく決意を新たにしました。長い間本当にありがとうございました」と結びました。

世界的大企業を相手にたたかい続けた高梨さんの姿は多くの働く女性たちに勇気と希望を与えてくれました。

これからも、明るい笑顔で励ましてください。

声 明

日本政府は国連社会権規約委員会の懸念と勧告を想起し、 東日本大震災被災者に対し抜本的な救済と援助を

「想定外」ではすまされない

3月11日東日本を襲った大震災は、死者、行方不明者、倒壊建物など甚大な被害をもたらした。被災の状況は筆舌に尽くしがたい。福島県東京電力第一原子力発電所の放射能被害は未だ予測のつかぬものとなっており、放射能の食物汚染をはじめさまざまな恐怖を国民に与えている。余震は続発し、停電、運休、ガソリン不足などは首都東京にも及んでいる。今回の東日本大震災で亡くなられた多くの人々に対し心から哀悼の意を表し、被災・避難された方々にお見舞い申し上げるとともに、救援募金、物資供給、現地活動など、支援のために立ち上がった多くの人々に深甚な敬意を表す。諸外国・国際機関からの援助、激励にも深く感謝する。

日本はこれまでも明治三陸地震津波など大震災に何度も遭遇してきた。今回の震災は近年最大規模であることから、「想定外」で、住民の生命を始めとする被害はやむを得なかったとする見方に、多くの批判が行われている。地震は予防することができないが、災害は予防することができる。

日本政府の対応も後手後手にまわり、事態の重大さに的確に対応できず、被害を拡大している。石原東京都知事の「我欲を洗い落とす天罰」発言は、罪もない被災者、被災地を侮辱するも甚だしく、言語同断である。

10年前の社会権規約委員会の「最終見解」

私たち国際人権活動日本委員会は、2001年8月に行われた国連社会権規約委員会による第2回日本政府報告書審査に参加し、1995年1月17日発生の阪神・淡路大震災の救援・復興の問題点についてレポートを提出し、兵庫県民会議、復興研究センターなどのメンバーが何人もジュネーブの審査に参加し、「住宅は私有財産だから個人責任。自助努力で行うのが当然」という国の不当な態度を訴えた。

その結果、「最終見解」では「もっとも大きな被害を受けた住民が必ずしも十分な相談の機会が与えられていないこと、それによって多数のひとり暮らしの老人がほとんどまたはまったく省みられず、不慣れた環境で生活していることに懸念する。」「低所得層が持ち家の再建のための資金調達にますます困難を感じていることに憂慮を持っ

て留意する。持ち家の再建どころか、すでに存在する抵当を解除するため自身の資産の売却も迫られている人たちもいる。」との懸念を表明した。そして、「締約国（日本）が兵庫県にその地域に対するサービス、とくに、高齢の障害者に対するサービスを設定し、また拡大し奨励することを勧告する」とした。

委員会の「最終見解」に反論した日本政府

この画期的で示唆に富む社会権規約委員会の「最終見解」に対しマスコミなどでは高く評価されたが、日本政府は「事実誤認」「不当」であるとして、国連担当事務局長に申し入れをした。日本政府は、国連規約委員会の見解を謙虚に聞くのではなく、抗議するという不遜な行為であった。

その後、被災者のたたかいによって日本政府はようやく被災者の住宅再建に公的支援をする制度をつくった。しかし、「阪神・淡路」の被災者には適用されなかった。

日本の原発にもきびしい勧告

「最終見解」ではまた、原子力発電所に対して「これら施設の安全性に関する必要な情報の透明性及び開示が十分でないこと、また、核事故の防止及び対処についての全国レベルならびに各地方における先進的な準備活動が不足していること」との懸念を表明し、「委員会は核発電所の安全性に関する問題についてのすべての必要な情報についてその透明性を高め、開示することを勧告し、さらに締約国が核事故の防止および早期の対応のための準備計画を策定することを強く要請する。」と勧告した。

安心して生活できる国づくりを

日本政府が10年前の貴重な国連社会権規約委員会の「懸念・勧告」を想起し、また、2005年、国連世界防災会議が表明した『防災は国の第一義的責任においておこなわれるべきもの』との決議を遵守する日本政府の責務を自覚して、長い年月続くであろう復興と救援のためにこれを生かすべきである。行方不明者の捜索、住民の生活の安定、放射能汚染の補償、情報公開、災害関連死の食い止め、外国人被害者の補償など重要な課題が山積している。

被災者への生活再建のための補償、被災地域・自治体への財政・人的支援を行い、「阪神・淡路」の被災者支援の失敗を深く反省し、今度こそ多数の外国籍住民を含む総ての東日本大震災被災者の人権・生活再建・復興のための長期にわたっての抜本的な国の責任による支援政策を確立し、実行しなければならない。原子力政策を根本的に改め、

新しいエネルギー政策を探求することが必要である。多くの犠牲者を出した史上最大の自然災害から教訓を得て、国民が安心して生活できる防災の国づくりを行うことを強く要求するものである。

2011年3月29日

国際人権活動日本委員会 議長 鈴木 亜英

「国内人権救済機関の設置」について学習会

一昨年、民主党政権が誕生し、大臣就任の記者会見で、千葉景子法務大臣が「個人通報制度の批准」、「取調べの可視化」とともに掲げた「国内人権救済機関の設置」について法務省は、昨年6月に『新たな人権救済機関の設置について』の中間報告を公表しました。日弁連は、2008年に「制度要綱」を提案し、昨年9月にはNGOを交えての意見交換会を行っています。この問題について日本委員会の取り組みは遅れておりますが、侵害された人権の救済が裁判にたよるだけでなく、「早く」「安く」「簡単」に救済される機関があれば、遅れた日本の人権を前進させることができるに違いありません。まずは学習会をやろうということで、11月27日（土）、第14回総会前13時～14時まで、講師に日弁連国内人権機関実現委員会事務局長の小池振一郎弁護士をお招きして学習会を行い、43名が参加しました。

講演要旨

1、国内人権機関とは何か？

国内人権機関の3つの機能は、人権救済のほかに、政策提言、人権教育（裁判官、検事、警察官、刑務官に対しても）の役割をもつ。

2、なぜ必要か

人権侵害された場合、簡単に有効な救済ができる機関が必要ということは世界的にも共通で、1993年に国連で「パリ原則」（『国内人権機関の地位に関する原則』）が採択された。平和と人権のために設立された国連はこの問題にも熱心に取り組み、すでに100カ国以上の国が国内人権機関を設置しているが、日本はパリ原則にのっとった国内人権機関の設置はできていない。そのため、国際人権規約やその他の条約の日本政府報告書審査のたびに「国内人権機関を設置するよう」勧告が出されている（1998年自由権規約委員会、2001年人種差別撤廃委員会、2001年社会権規約委員会、2008年国連人権理事会・自由権規約委員会、2010年人種差別撤廃委員会）。政府は2008年の国連人権理

事会の勧告に対し、国内人権機関については「フォローアップを受け入れる」と表明している。この問題に関しては部落開放同盟（IMDAR）などのNGOが国連に常駐派遣をするなどして取り組んできた。



小池振一郎弁護士

3、歴史的経過とポイント解説

- 1965年◆内閣同和对策審議会の答申
- 1996年◆地域改善対策協議会の意見具申、人権擁護施策推進法制定
- 1997年◆人権擁護推進審議会設置
- 2000年◆『人権教育及び人権啓発の推進に関する法律』制定
- 2001年◆人権擁護推進審議会答申『人権救済制度のあり方について』、
◆人権擁護推進審議会答申『人権擁護委員制度の改革について』、
- 2002年◆人権擁護法案国会提出（2003年廃案）
- 2008年◆太田私案（人権擁護委員は現行制度維持）
- 2008年◆日弁連「国内人権機関の制度要綱」提案
- 2009年◆千葉法務大臣記者会見 国内人権機関設置の実現を表明
- 2010年◆法務省『新たな人権救済機関の設置について（中間報告）』発表

◆人権擁護法案（2002年国会提出、2003年廃案）の問題点—特別救済の対象が差別（侮辱、嫌がらせ、その他の不当な差別的言動など）と虐待に限られている。人権侵害の申し立ては7割くらいが公権力（刑務所や警察など）による人権侵害であるのに、公権力による人権侵害は、差別・虐待以外は特別救済の対象になっていない。特別救済のための調査（出頭、提出、立入など）を拒否すれば30万円以下の罰金過料が課される。表現の自由、メディア規制などの点で問題がある。

◆**日弁連要綱の特徴**— 一般救済と特別救済の区別なし。任意調査に限定（拒否しても罰則なし）。私人個人間の人権侵害には原則として適用しない（社会的に影響のある私人による人権侵害、公共的な場面における人権侵害は例外）。公権力による人権侵害については差別・虐待に限定せず、すべての人権侵害を対象とする。労使間の人権侵害も対象。差別助長・誘発目的での識別情報の公然摘示に対しては警告、勧告をする。

◆**法務省中間報告**— 「政府からの独立性を有し」（独立行政委員会、第三者機関的な構想）「内閣府に設置することを念頭におき」「パリ原則に適合するもの」などが明示された点などが人権擁護法案（2002年国会提出、2003年廃案）と比べて、評価できる。

◆**パリ原則**— 独自の権限を持つ（独自の職員一人権委員会が自らの職員を任命する権限をもつ。寄せ集めではだめ、出向者は25%を越えてはならないなど）。予算面でも人事面でも政府から独立。地方は法務局の活用か（高裁所在地に地方事務所、都道府県は（地方）法務局か法テラスを窓口）、調査拒否に対する制裁的規定はおかない。人権擁護法は廃止しない（国籍条項の問題）。

4、最新情勢とまとめ

「国内人権救済機関の設置」の再燃は、2009年に民主党政権が誕生し、千葉景子法務大臣の発言があつてにわかに活気づいた。その背景には、国連人権機関からの度重なる勧告があり、2008年のU

PR審査での勧告に対して日本政府は「フォローアップを受け入れる」と表明していることなどがある。

日弁連は、一般論としてこのような法律を作るべきと考えるが、2002年国会に提出され、2003年に廃案となった人権擁護法案のようなものではだめということで、2008年11月に「国内人権機関の制度要綱」を作った（上記）。地方委員会については、どこに設置し、誰が委員を任命するのかという問題がある。知事という考えもあるが、日弁連は内閣総理大臣の任命と考える。

問題点は、特別救済の対象、公権力の人権侵害、個人対個人の不当な差別的言動、などで、この点はまだクリアできていない。この問題に熱心に取り組んでいるNGOでも「案」をつくっているが、内容は日弁連の考えているものに近い。人権擁護法案とは大きく異なった内容になりつつあるが、中味はまだできていない。「こういうものをつくれ」と押し込んでいくことが必要だ。複雑な歴史的経過もある問題だが、何とかみんなが賛成できる内容のものをつくりたいと考えている。

講演のあと、①地方事務所の問題（法テラス中心にできないか）、②内閣府では政府からの独立にならないのではないか、③職員が人権問題について何も知らない政府機関におかれるのは不安、④憲法と国際人権規約、パリ原則などとの関係、について質問と意見が出されました。引き続き、学習会や意見交換など取り組んでいきたいと思えます。

2月28日（月）～3月25日（金）、らの朝鮮学校の除外」について第16回人権理事会が開催され、て発言を行ないました（3月15日）。日本委員会からは前田朗さん（造形大学教授）が参加しました。理事会には日本政府から山花郁夫外務政務官が出席しステートメントを行ない、2008にも出席しました。

日本委員会は、この理事会に日本航空解雇問題の文書発言をしました。2月17日

に受理され、国連のウェブサイトにも国連マークつきで掲載されています（文書番号A/HRC/NGO/8）。

前田さんは、「人民の平和への権利（平和的生存権）」（3月11日）と「高校無償化か

第16回人権理事会で 発言、文書発言も

年UPR日本審査で、日本政府が約束したフォローアップの実施状況について報告しました。このなかで山花氏は、2010年4月に外務省内に人権履行室を立ち上げ、個人通報制度の受け容れの是非について真剣に



検討をすすめている。具体的には司法制度、立法政策との関連での問題の有無、受け容れる場合の実施体制などを政府部内で検討を行なっていると発言したとのこと（外務省ホームページ掲載）。

あきらめないで！、闘えば必ず道は開ける

兵庫レッド・ページ国賠訴訟第8回公判傍聴記

国民救援会大阪 中村千恵子

2月10日（木）、午後2時から神戸地方裁判所でレッド・ページ国賠訴訟の公判がありました。95歳の川崎さんを先頭に、原告3人の平均年齢が88歳というみなさんでした。

佐伯代理人による最終陳述が行われ、原告を代表して大橋豊さんが陳述しました。「公務員で6ヵ月働き、レッド・ページで職場を追い出された。レッド・ページからの50年は絶望の50年だった。95歳の川崎さんを支えた妻は、昨年92歳で亡くなった。一刻も早く国の責任を認め、生きているうちに名誉回復をはかってください」と、堂々と心からの訴えを裁判長にしていました。

場所を移動しての報告集会では、8人の弁護士の報告の後、川崎さんが「首を切られて相当長くなるが、今日のようなことになるとは思ってもみ



なかつた。どの先生方にも引き受けてもらえず、日弁連から手紙（救済勧告）が来て、びっくりした。『マッカーサーといえどもけしからん』とあり、うれしかった」と発言しました。さらに川崎さんは「二人は言うなというが、言わずにはいられない」と何回も言われました。

大橋さんには11年前に国連の旅で一緒したことがあります。少しも年をとられた感じはなく、お元気で驚きました。

青年のように意気盛んでお元気な3人の原告に励まされた思いの公判でした。初めての神戸地裁でしたが、行ってよかったと心から思いました。「あきらめないで、闘えば必ず道は開ける」と確信しました。判決は5月26日です。



「社会権規約とは何か」学習会を開催

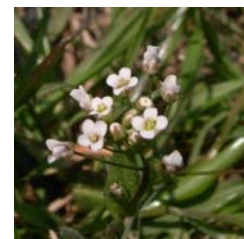
社会権規約第3回日本政府報告が提出されましたが、審査の日程は現在未定で、2013年以降になるのではないかと予想されます。そこで、日本委員会では、カウンタレポートに着手するためにも、この際社会権規約についての学習会をやるということで、その第1回「社会権規約とは何か」を、2月15日（火）

に開催し、31名が参加しました。

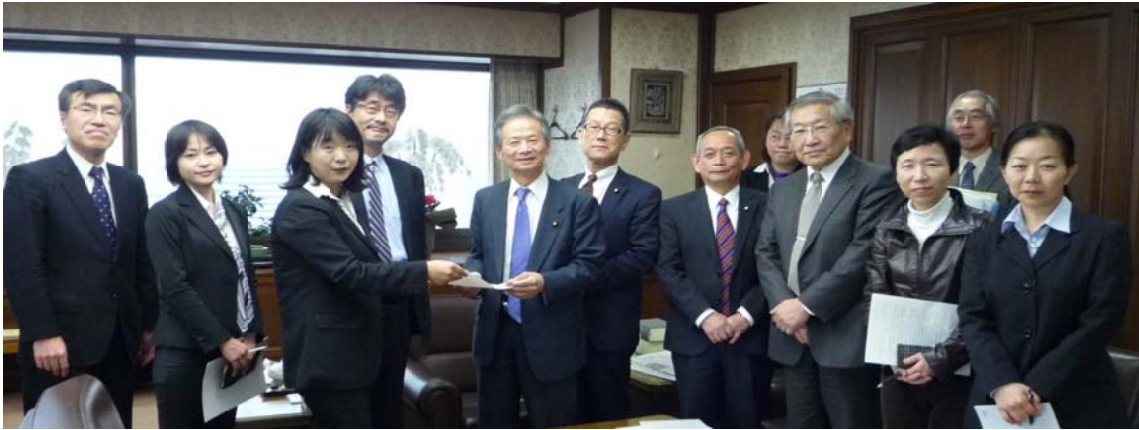
講師は、第2回社会権規約NGOレポート連絡会議の責任者であった荒牧義人さん（山梨学院大学教授）。「社会権規約とは何か」について丁寧に、わかりやすく解説され、社会権規約の柱は「労働の権利」「社会保障の権利」「教育に関する権利」であること、前回の審査の総括

所見をきちんと見て、それに継続させていくことが大事、と強調されました。詳細は別途報告します。

第2回は「労働の権利」を予定。詳細は後日、お知らせします。



ナズナの花



自由権規約など国際人権4条約の 個人通報制度を今国会で実現を！ NGO19団体と人権議員連で法務大臣要請

2月28日（月）、NGO19団体と人権議員連が共同で、自由権規約など人権4条約の「個人通報制度」を今通常国会で実現するよう江田五月法務大臣に要請しました。日本委員会からは鈴木亜英議長と松田順一さんが参加しました。要請に対し江田法務大臣は「国際法に従うことは主権侵害だという人もいるが私はそうは思わない」「個人通報制度については早期に批准したい」「みなさんの活動に期待したい」と発言しました。

申し入れ書

「人権条約選択議定書を批准する」との公約を掲げた民主党を中心とする政権が発足してから、1年以上が経過しました。私たちは、政府に対し、主権者の期待に応え、人権に関する公約を進めること、具体的には今通常国会で自由権規約、拷問禁止条約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約の、人権4条約に関する個人通報制度を実現するために、必要な措置を直ちに講じることを求めます。

人権条約の個人通報制度を受け入れ、日本の人権状況の個々の事案について国際人権条約の基準によりレビューする道を開くことは、国際水準と日本の人権状況の深刻なギャップを解消し、日本の人権状況を抜本的に改善するために極めて重要です。また、人権の観点から国を開き、日本が国連人権理事会の理事国としてふさわしい役割と責務を自ら果たすためにも不可欠です。千葉元法務

大臣、そして江田現法務大臣は、この制度の実現に積極的な姿勢を示されていますが、法務省では批准に向けた検討が続けられ、いつまでに検討を終えるのかも明らかではありません。

今こそ、法務大臣には、政治的イニシアティブを発揮し、今通常国会で四条約の個人通報制度の国会承認に必要な措置を直ちに講じるよう、要請します。

- 1、自由権規約の第一選択議定書、女性差別撤廃条約選択議定書の批准承認を今通常国会に求めること
- 2、人種差別撤廃条約や拷問等禁止条約などの国際人権条約に定める個人通報制度の受諾宣言を行うよう今通常国会に求めること
- 3、法務省として、上記四条約の個人通報制度受け入れに関する省内の検討を早急に終え、批准に必要なすべての措置を直ちに講じること

■要請団体-----

人権問題を市民とともに考える議員連盟

NGO19団体

ヒューマンライツ・ナウ／国際人権活動日本委員会／人権市民会議／反差別国際運動日本委員会／監獄人権センター／自由人権協会／アジア太平洋人権情報センター(ヒューライツ大阪)／アムネスティ・インターナシ

ナル／日本ワーキング・ウイメンズ・ネットワーク／日本女性差別撤廃NGOネットワーク／国際女性の地位協会／全国フェミニスト議員連盟／「婚外子」差別に謝罪と賠償を求める裁判を支援する会／戦時性暴力問題連絡協議会／スペース・アライズ／DPI女性障害者ネットワーク／選択的夫婦別姓の会・富山(ななの会)／女性自衛官の人権裁判を支援する会／男女平等をすすめる教育全国ネットワーク

前号（108号）からの活動日誌

- | | |
|---|-------------------------------------|
| 1月26日 鈴木信幸さん解雇を撤回させる会幹事会 | つどい |
| 2月3日 「君が代」裁判二次訴訟最終弁論（結審） | 3月3日 院内集会「国旗・国家法から10年の今、 学校現場では」 |
| 2月5～6日 布川事件守る会新年会（筑波山） | 3月8日 国際女性デー |
| 2月7日 2・26集会オルグ（東京労働会館） | 3月9日 「可視化」院内集会 |
| 2月9日 人権議連「個人通報制度」勉強会 | 意見交流会「労働組合とレッド・ページ」 |
| 2月15日 「社会権規約」学習会 | 3月10日 「日の丸・君が代」裁判第1次訴訟 高裁判決 |
| 2月17日 鈴木信幸さん解雇を撤回させる会 第3回総会 | 院内集会「日本航空解雇」問題 |
| 2月21日 第2回幹事会 | 3月11日 東北関東大地震発生 |
| 2月24日 鈴木信幸さん解雇を撤回させる会幹事会 | 3月18日 「日の丸・君が代」裁判第3次訴訟 口頭弁論 |
| 2月25日 「今こそ、個人通報制度の実現を！大集 会」 | 3月23日 第2回代表者会議 |
| 2月28日 法務大臣要請「個人通報制度実現」 （NGO19団体・人権議員連） | |
| 3月1日 鈴木信幸さん指名解雇裁判（和解協議） | |
| 3月2日 治安維持法国賠同盟「春を呼ぶ女性の | |

掲 示 板

<裁判傍聴>

- 鈴木信幸さん解雇事件和解協議
・4月12日（火）13時10分～
・東京地裁13階36部
- 東映アニメ解雇争議第4回裁判
・4月13日日（水）11時～
・東京地裁13階36部
- 加茂暁星非常勤講師解雇争議裁判
・4月13日（水）14時～
・東京高裁808法廷
- 松蔭学園第3次賃金差別事件第1回調査日程
・4月13日（水）14時30分～
・中央労働委員会会館514号室
- 日本航空解雇事件（乗員）裁判
・4月18日（月）15時30分～
・東京地裁103法廷 傍聴抽選あり
- 日赤スタッフ派遣争議第2回裁判
・4月19日（火）13時10分～
・東京地裁606号法廷
- 八千代銀行解雇裁判
・4月21日（木）10時30分～
・東京地裁620法廷
- 布川事件再審裁判 判決
・5月24日（火） 時～
・水戸地裁土浦支部
※3月16日の予定が大地震のため、この日に延期になったものです
- 兵庫レッド・ページ裁判 判決
・5月26日（木）13時15分～
・神戸地裁

<集会・シンポ・イベント>

- 刑事被收容者処遇法全面改正を求める院内集会
・4月13日（水）11時30分～13時
・参議院銀会館地価B109会議室
・主催/日弁連 共催/刑事被收容者処遇法改正
を求める市民会議（国民救援会など）
- 板橋高校藤田裁判第9回最高裁要請
・4月13日（水）10時30分～11時
・集合 10時15分 最高裁東門集合
- 声をあげよう4・14集会「許すな！乱暴な解雇・
退職強要」
・4月14日（木）18時30分～
・みらい座いけぶくろ（池袋）

東日本大地震被災者救援募金のお願い

3月23日の代表者会議で、未曾有の大被害を受けた救援者救援募金に取り組みが決まりました。同封の「お願い」を参照のうえ、ご協力をお願いいたします。お問い合わせは事務局まで。



乙女椿